

春の学習会

# 看護師から見た憲法

## 医療における性差別と生存権

誰でも元気で生きていきたいと望んでいます。でも、仕事をなくしたり、家族のことで悩んだり、さらに老い、貧困、病気も心配。社会福祉はこんな悩みにどれだけこたえてくれるのでしょうか。病気になったとき、医療が必要なとき、憲法の保障する生存権は守られているのでしょうか。今回は、女性そして看護師の視点から、医療現場でのお話を伺い、性差別と生存権について考えます。

講師：宮子あずささん(看護師)

日時：6月29日(土) 13:30

場所：県民センター1501

資料代：300円



宮子あずささん プロフィール

1987年から看護師。東京厚生年金病院（現 JCHO 東京新宿メディカルセンター）に22年間勤務し、内科、精神科、緩和ケアなどを経験。看護師長も7年務めた。2009年から精神科病院で訪問看護に従事。また、1993年より大学通信教育で学び、短大1校、大学2校、大学院1校を卒業。2013年東京女子医科大学大学院博士後期課程修了。博士（看護学）。勤務の傍ら著述業、フリーの研究者として看護職への研究支援も行う。主な著書は『看護師という生き方』（ちくまプリマー新書）、『看護婦だからできること』（集英社文庫）他多数。

どなたでも参加できます。

主催：平和憲法を守り、行動する神奈川女性の会

連絡先：045-662-8148